

川崎市アートセンターコラボレーションスペース活用の協力に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が、川崎市アートセンター（以下「アートセンター」という。）コラボレーションスペースを活用して、事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、アートセンターが協力をする場合の基準及び事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協力」とは、団体等が主催する事業等に対して、金銭的支出を伴わず、アートセンターが事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表してコラボレーションスペースの使用を承諾することによって支援することをいう。

(申請)

第3条 アートセンターの協力を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1ヶ月前までに協力申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて館長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市アートセンターコラボレーションスペース利用計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認める書類

(承諾等)

第4条 館長は、前条の協力申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいて指定管理グループでその内容を審査し、協力を承諾するときは協力承諾通知書（第2号様式）により、協力を承諾しないときは協力不承諾通知書（第3号様式）により、速やかに団体等に通知するものとする。

- (1) アートセンターの施策の推進に寄与すると認められる文化・芸術に関わる事業等であること
- (2) 原則として、市民を対象とした事業等であること
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められる者が主催する事業等であること
- (4) 公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること
- (5) 収益を伴う事業等にあつては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業等であること
- (6) アートセンターの映画事業や公演等に影響を及ぼさないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、協力を承諾しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) アートセンターの政治的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) アートセンターの宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- (4) 営利を目的としているもの
- (5) その他、川崎市アートセンター条例又は川崎市アートセンター条例施行規則に反するもの

3 館長は、必要があると認めるときは、第1項の承諾に条件を付すことができる。

(変更)

第5条 団体等は、前条の規定により承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに協力変更申請書（第4号様式）を館長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 館長は、前項の協力変更申請書を受理したときは、前条に規定する基準に基づいて審査し、協力を承諾するときは協力変更承諾通知書（第5号様式）により、協力を承諾しないときは協力変更不承諾通知書（第6号様式）により団体等に通知するものとする。

（報告）

第6条 事業等を実施した団体等は、事業等終了後14日以内に協力事業等実施報告書（第7号様式）に事業等の内容が明確に把握できる書類を添付して、館長に提出しなければならない。

（承諾の取消し等）

第7条 館長は、協力の承諾後において、第4条第1項に規定する基準に適合しない事実が判明したとき、第4条第2項に規定する基準に該当する事実が判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、協力取消通知書（第8号様式）により団体等に通知し、その承諾を取り消すことができる。

（1）申請した団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき

（2）申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき

（3）館長が取消しを必要と認めたとき

2 承諾の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、館長はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により承諾が取り消された事業等又は事業等の実施後に第1項に該当したことが明らかになった事業等に係る翌年度以降の協力は、原則として行わないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協力に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月28日から施行する。